

笠岡市北木島宿泊研修所及び笠岡市北木島高齢者共同生活住居 指 定 管 理 者 選 定 基 準

選 定 基 準	審 査 項 目	審 査 内 容	配 点
1. 事業計画が、平等な利用を確保できるものであること	(1) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	①全ての利用者に対して平等利用が確保されるか(個人利用)	
		②利用者の特定化などの偏りはないか(連携する団体など)	
		③利用者本位のサービスが提供されるか	
2. 事業計画が、施設の機能を最大限発揮するとともに、効率的な運営が図られるものであること	(1) 施設の設置目的を達成するための目標	④施設の設置目的や性格を十分理解し、適切な運営方針が設定されているか	
		⑤運営への意欲・熱意はあるか	
		⑥利用拡大のための取り組みは適切か	
	(2) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	⑦事業内容が施設の目的に合致し、サービス向上となっているか	
		⑧利用者や地域の意見を運営に反映させられるか	
		⑨地域・関係団体・他の施設等との連携を考えているか	
		⑩利用者の安全対策が十分検討されているか	
		⑪観光拠点としての機能を発揮できる運営を検討しているか	
	(3) 施設の維持管理の適正化	⑫施設管理、安全管理は適切かつ効率的に行えるか	
		⑬必要な経費を計上しているか	
3. 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること	(1) 収支計画の内容	⑭収入・支出の積算と事業計画の整合性が図られているか	
		⑮経営理念は適切か	
		⑯類似施設を良好に運営した実績はあるか	
	(2) 安定した運営が可能な能力	⑰専任職員を配置し、十分な職員体制がとられているか	
		⑱職員の資質向上のための研修体制は十分か	
		⑲財務状況をはじめ法人として健全な経営は行われているか	
4. 安全確保及び個人情報の保護	(1) 適切な管理を行うための能力	⑳個人情報保護や情報公開のための適切な情報管理体制が整備されているか	
		㉑災害・事故等の緊急事態に対応する体制がとれているか	
		㉒地域交流・協調が配慮されているか	
合 計 得 点			